

令和3年第2回

千葉県後期高齢者医療広域連合議会
定例会議案

千葉県後期高齢者医療広域連合

目 次

議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例の制定について)	1 頁
議案第 2 号	千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	5 頁
議案第 3 号	令和 2 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 の認定について	7 頁
議案第 4 号	令和 2 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算 の認定について	8 頁
議案第 5 号	令和 3 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 1 号)	9 頁
議案第 6 号	令和 3 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算 (第 1 号)	10 頁

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分を行ったので、承認を求める。

令和 3 年 1 1 月 4 日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分により制定したので、地方自治法第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 1 7 9 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月2日専決

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

千葉県後期高齢者医療広域連合条例第 号

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第5条 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができな いとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第5条 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができな いとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>

議案第2号

千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

次の者を千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員に選任したいので、同意を
求める。

住 所 千葉県中央区千葉港3番30号
カルム千葉ガーデンポート204号

氏 名 森 山 和 博

生年月日 昭和46年8月20日

令和3年11月4日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

提案理由

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選出監査委員の退職に伴い、新たな監査委員を選任する必要があるため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第196条第1項の規定により同意を求める。

参考資料

略 歴

- | | | |
|---------|------|--------------------------|
| 平成 23 年 | 5 月 | 千葉県議会議員に就任 |
| 平成 25 年 | 6 月 | 千葉県議会総務委員会副委員長に就任 |
| 平成 26 年 | 6 月 | 千葉県議会新庁舎整備調査特別委員会副委員長に就任 |
| 平成 27 年 | 5 月 | 千葉県議会保健消防委員会委員長に就任 |
| 平成 28 年 | 6 月 | 千葉県議会教育未来委員会副委員長に就任 |
| 令和 2 年 | 9 月 | 千葉県議会決算審査特別委員会副委員長に就任 |
| 令和 3 年 | 6 月 | 千葉県議会副議長に就任 |
| 令和 3 年 | 10 月 | 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に就任 |

現在に至る。

議案第3号

令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
の認定について

令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を、別添のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年11月4日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定により認定を求める。

議案第4号

令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算
の認定について

令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算を、別添のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年11月4日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井崎 義治

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定により認定を求める。

議案第5号

令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第1号)

令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について、別添のとおり議決を求める。

令和3年11月4日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井崎 義治

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により議決を求める。

議案第6号

令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算
(第1号)

令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)について、別添のとおり議決を求める。

令和3年11月4日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により議決を求める。

